

お知らせ

記者発表資料 令和2年4月27日

■同時発表先:合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、 岡山県政記者クラブ 広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ 中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、不誠実な行為を行った下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

広島県広島市中区東千田町2-9-57 株式会社NSP設計

2. 指名停止措置期間

令和2年4月27日 ~ 令和2年7月26日 (3ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

当該業者は、令和2年3月18日に落札決定された中国地方整備局発注の「広島合同 庁舎電気設備改修工事監理業務」において、契約の辞退の申出書を提出し、契約締結に 応じなかったために入札手続の大幅な遅延を招く等、発注者との信頼関係を著しく損な ったことによる。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の別表第2第15号(不正 又は不誠実な行為)に該当し、これを準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタン ト業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当するため、指名停止措置 を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第15号>

	期間
(不正又は不誠実な行為)	
15 別表第1及び前号各号に掲げる場合のほか、業務に関し	当該認定をした日から
不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として	1ヶ月以上9ヶ月以内
不適当であると認められるとき。	

<問い合わせ先>

中国地方整備局 082-221-9231 (代表番号): 平日・昼間

082-511-6063 (直 通):平日・昼間

山根孝幸 総務部 契約課長 (内線2511)

はじめ ◎総務部 契約課長補佐 佐々木 一 (内線2514)

港湾空港部 082-511-3900 (代表番号): 平日・昼間

新林健二 (内線130) 契約管理官

◎総務部 経理調達課長補佐 尾 久 保 裕 亮 (内線132)

【広報担当窓口】

広報広聴対策官 加藤浩士 (内線2117)

寿久 企画部 環境調整官 後藤 (内線3114)